

令和6年度毛呂山町ビジネスコンテスト募集要項

令和 6 年 8 月 19 日
株式会社もろやま創成舎
毛呂山町スマートシティ協議会

1. 募集の趣旨

株式会社もろやま創成舎（以下「創成舎」という。）では、毛呂山町と連携し、地域課題をソーシャルビジネス化することで新しい魅力的な産業・シゴトの創出を目指しています。特に毛呂山町および近隣自治体においては、相当数の学生を有する大学等が複数立地しているため、新しい魅力的な産業・シゴトの創出は、若い世代の定着にもつながり、地域の持続可能性を引き上げることに資するものです。

このような背景から創成舎では、地域課題をビジネスによって解決するためのアイデアを持つ事業者を広く募集し、創成舎が伴走支援を行う地域課題解決事業の選定を行うこととなりました。その選定にあたり、毛呂山町ビジネスコンテスト（以下「本コンテスト」という。）を開催します。

選定された提案事業は、毛呂山町スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）において事業性等のより具体的な検討が行われ、地域課題解決事業として選定されるものとします。

ただし、選定された場合においても、予算案件等が議会で承認されないこと等により、補助金やGCFで集めた寄付金の支出が実施できなくなった場合には、事業規模の縮小等について再度の協議・調整が求められる可能性があります。

2. 募集対象となる事業概要

2. 1 事業の名称

「毛呂山町を元気にする！」地域課題解決型事業

2. 2 事業内容

地域課題解決を通じた事業により、毛呂山町に新しい魅力的な産業・シゴトを創出すること。

2. 3 事業場所

毛呂山町内

※主たる事業実施場所であり、毛呂山町外からの仕入れ等、町外事業者等との関係性を制限するものではありません。

※毛呂山町内における事業としては、次のような事業が想定されます。

例1) 毛呂山町内の空き店舗等の遊休施設を活用した事業

例2) 毛呂山町内の遊休農地等の遊休土地を活用した事業

例3) 町内立地企業との連携による事業

例4) すべての町民がワクワクするような、新しい仕事で魅力的な働き方にあ

ふれる毛呂山町の創出につながる事業

例5) 毛呂山町の課題に対してICT等の技術を活用しつつ、町の持続可能性を向上させることにつながる事業

例6) 町内の公園等の賑わいの創出につながる事業

例7) キッチンカーを使用した賑わい創出事業（チャレンジショップ事業）

2. 4 事業の実施条件

(1) 毛呂山町ビジネスコンテストにおいて選定を受けること。

協議会からの補助金を受ける場合またはGCFを実施する場合には、協議会の選定を受けること。また、キッチンカーを活用したチャレンジショップ制度の活用は、ビジネスコンテストの選定を受けること。なお、協議会からの補助金等を受けず、提案者の自己資金による事業実施を妨げるものではありません。

(2) 事業実施後、企画提案書において設定したKPI達成目標時期までの期間は、当該事業の運営を維持すること。

(3) 原則として、提案事業の実施による毛呂山町の新たな財政負担を生じさせないこと。ただし、毛呂山町との合意形成を図った上で、各種交付金等を活用する場合は、この限りではありません。

(4) 事業を推進するうえで、毛呂山町商工会・毛呂山町観光協会と連携を図ってまいります。今後の事業展開も踏まえ、会員になることが望ましいと考えます。

2. 5 事業の募集条件

(1) 募集条件

・補助金枠

地域課題解決を通じた事業により、毛呂山町に新しい魅力的な産業・シゴトを創出できる事業です。協議会での採択後、毛呂山町補助金等交付規則に則り補助金（上限200万円）を受け取り、事業を推進していくものです。特に、毛呂山町の重要課題である空き家・空き店舗の解決に資する事業については、加点要素を考慮するものとします。

・提案型GCF枠

地域課題解決を通じた事業により、毛呂山町に新しい魅力的な産業・シゴトを創出する事業です。協議会での採択後、ふるさと納税制度を活用したGCFを実施し、獲得した寄附金により事業を推進するものです。特に、毛呂山町の重要課題である空き家・空き店舗の解決に資する事業については、加点要素を考慮するものとします。

・キッチンカーを活用したチャレンジショップ枠

創成舎の所有する、キッチンカーを活用したチャレンジショップのアイデア募集し

ます。キッチンカーに加え、机やいす等の備品貸し出しもあります（キッチンカー貸付事業実施要項参照）。毛呂山町内で営業をしてもらいます（採択日から約1年間）。出店日等は、採択者人数によって調整いたします。

※GCF（ガバメントクラウドファンディング）とは

ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングのことです。

クラウドファンディングとは、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組みです。

ふるさとチョイス・CAMPFIRE・ForGoodに掲載予定（プロジェクトの内容によって掲載サイトを検討します）。

3. 応募条件

3. 1 応募者

- （1）応募者は、県内外で地域の活性事業を手掛ける事業者（創業者）及び個人、またはこれから事業を予定しているものとします。なお、グループ（複数の事業者や個人の共同）による提案を妨げるものではありません。
- （2）グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。
- （3）応募時、応募者の主要な構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- （4）提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件等については、創成舎との協議・調整を要します。

3. 2 応募者の役割

- （1）応募者は、提案内容の検討に際し、地域住民、特に30歳以下の若者の目線で検討を行うこととします。
- （2）応募者は、応募を含むそれ以降の協議・調整等の手続きを行うこととします。
- （3）応募者は、提案が選定された場合は、原則として提案内容の実現に向けた事業を実施するものとします。

3. 3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- （1）応募者は、「8. 提案時提出資料」に示す提出資料により、本事業の内容を充分

に遂行できると認められる者であること。

- (2) 応募者は、資金調達および事業計画の調整にあたり、創成舎と連携することができる者であること。
- (3) 応募者は、事業実施に関する協議・調整に必要な能力を有し、提案内容に関する契約、事業の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (4) 主たる役割を担う応募者は、債務超過の状況にないこと。なお、本コンテストを通じ創業を目指す者については、金融機関等が用意する創業者支援融資制度等の活用が見込める状況の者であること。
- (5) 応募者は、提案内容の実施に関して必要となる資格を有する、ないしは当該資格を有する予定の者であること。

3. 4 応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員になることができません。

- (1) 自己、ならびに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはその他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3) 暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者

3. 5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。創成舎は本コンテストに関する事、または提案事業の運営に資すること以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

(4) 創成舎からの提示資料の取り扱い

創成舎が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 応募者の複数提案

応募者が複数の提案を行う場合は、それぞれ別の提案として提出することとします。

(6) 本事業の趣旨の理解

応募にあたっては、その提案がどのように毛呂山町における新しい魅力的な産業・シゴトの創出実現に貢献するのかを明確にしつつ、自由度の高い提案としてください。

(7) 町内事業者との連携

本コンテストの目的は、毛呂山町を様々な面で「元気」にすることにあります。特に経済的な連携から生まれる活性化は、非常に重要な地域課題解決に資するものです。このような観点から、町内事業者との連携を提案に盛り込む場合は、その内容が適切なものであることを条件に、審査時の加点対象とするものとします。

(8) 町内および近隣自治体に立地する大学等との連携

本コンテストの目的は、若い世代の定着による地域の持続可能性向上を目指すことでもあります。この観点から、地域に根差す大学等との連携を提案に盛り込む場合は、その内容が適切なものであることを条件に、審査時の加点対象とするものとします。なお、大学等との連携の具体例としては、次のようなものが想定されます。

- 例 1) 学生インターンシッププログラムの導入
- 例 2) 学内ベンチャー企業との連携
- 例 3) 大学内の研究機関やゼミとの連携

(9) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。
なお、事業実施時における法令適用のリスクは、応募者に属することとします。

(10) 構成員の変更の禁止

原則として、応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、創成舎と協議を行い、創成舎がこれを認めたときはこの限りではありません。

(11) 提出書類の変更の禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、創成舎が変更を認めたときはこの限りではありません。

(12) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

(13) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の遵守

原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に則り事業を推進します。法を遵守し、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用を防止します。

4. 選定の流れ

4. 1 応募者

応募者は、3. 3 応募者の資格で定める資格要件を満たす者としてします。

4. 2 応募資格要件の確認

事務局において、提案した者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案とします。

4. 3 毛呂山町ビジネスコンテストにおける提案発表と審査

事務局により有効提案と確認された提案の応募者は、本コンテストにおいて提案内容の発表を行うものとします。発表された提案内容を受け、本コンテスト審査員および入場者による投票等をもって、創成舎による伴走支援を実施する事業を選定します。

本コンテストにおいては、4. 5 「選定における評価基準」に基づき行われますが、

- ①「地域課題への対応」
- ③「提案事業の先進性」
- ⑤「提案事業の将来性」

を重点的に審査するものとします。

なお、本コンテスト入場者の投票等については、募集の趣旨を鑑み、30歳以下に限定することとします。

4. 4 毛呂山町スマートシティ協議会における審査

協議会や町からの補助金・GCF・キッチンカーを活用したチャレンジショップ制度の活用を希望する応募者については、本コンテストにおいて選定・発表された提案をもって協議会に審査を申し込むことができます。協議会構成員による事業性等の審査を受け、選定を受けた提案のみが補助金等を申請できるものとします。

4. 5 選定における評価基準

本コンテストおよび協議会での選定における評価基準は、以下のとおりです。

評価項目		評価内容
①	地域課題への対応	・ 毛呂山町総合戦略等の内容を踏まえているか
		・ 統計資料等から読取った課題を踏まえているか
		・ 地域住民へのヒアリング等から読取った課題を踏まえているか
②	資金計画	・ 資金調達等の経営計画が現実的なものであるか
		・ 提案者の信用、資力等に問題はないか
③	提案事業の先進性	・ 町内および近隣において同様の事業は存在しないか
		・ 類似サービスとの差別化できるポイントはあるか
④	提案事業の市場性	・ 提案事業の市場規模を踏まえているか
		・ 提案サービスは薄利多売型になっていないか
⑤	提案事業の将来性	・ 町内および他自治体への横展開も可能か
		・ 若い世代が関わりたい（働きたい、使いたい）と思えるか
⑥	提案事業の収支計画	・ 収支計画の内容は妥当か
⑦	提案事業の KPI	・ 地域課題解決に資するものか
⑧	加点要素	・ 町内事業者、大学等との連携
		・ 2. 3にて例示した事業

上記のほか、特に評価すべき内容がある場合は、評価対象とするものとします。

4. 6 詳細について協議・調整

選定された提案の応募者は、事業実施に向けた詳細について、必要に応じて協議・調整を行うものとします。なお、この際の協議・調整は、応募者が行った提案の範囲内で行うものとします。

4. 7 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓 口	株式会社もろやま創成舎
住 所	〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央二丁目 1 番地
電 話	050-3204-0415
E メール	info@souseisha.biz
ビジコン紹介ページ	https://note.com/souseisha_1001/

5. 提案募集スケジュール

5. 1 日程（予定）

提案募集要項の公表	令和 6 年 8 月 19 日
事前相談・情報交換・質問等の受付	令和 6 年 8 月 19 日～9 月 13 日
質疑回答	随時
企画提案書の受付	令和 6 年 10 月 13 日～15 日
事務局による内容確認	令和 6 年 10 月 15 日～18 日
ビジネスコンテストにおける審査	令和 6 年 10 月 26 日
毛呂山町スマートシティ協議会における審査	令和 6 年 11 月 1 日
最終選定結果の発表・通知	令和 6 年 11 月上旬
詳細についての協議・調整	採択後随時

5. 2 提案募集の手続き

（1）提案募集要項の公表

提案募集要項は、創成舎ビジネスコンテスト紹介ページにて公表します。

https://note.com/souseisha_1001/

（2）募集要項に対する質問

本要項に対する質問は、本要項を熟読のうえ、次により行ってください。なお、質問は「5. 1 日程（予定）」に定める期間中、随時受け付けるものとします。質問回数の制限は設けませんが、回答書作成の時間等への配慮をお願いいたします。

①質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局へ持参、郵送または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

②受付期間

令和 6 年 8 月 19 日～令和 6 年 9 月 13 日（午後 5 時 15 分必着）

持参の場合は、上記期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

③回答

事務局が質問を受領してからおおむね 7～10 日以内に、随時、創成舎ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本提案募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

(3) 応募に関する事前相談・情報交換

応募に関する事前相談・情報交換については、以下の通り実施します。なお、情報交換の実施の有無は、審査に一切影響を与えません。

① 実施期間

令和6年8月19日～令和6年9月13日

上記期間中、午前8時30分から午後5時15分までの間で、担当者のスケジュールに合わせて実施するものとします。

② 場所

原則として、創成舎で行うものとしますが、応募検討者の都合による任意の場所や、オンラインでの対応も可能とします。

③ 申込方法

事務局へ電子メールにて、企業名・参加者氏名・連絡先・希望日時（複数候補にて願います）を明記のうえ申し込みをしてください。

(4) 現地調査・地元住民との意見交換等

現地調査や地元住民との意見交換を希望する場合は、事務局に相談のうえ実施してください。

(5) 資料

企画提案書を作成にあたり必要な資料がある場合は、原則として毛呂山町ホームページから入手してください。毛呂山町ホームページに掲載されていない資料が必要な場合は、事務局にまで「(2) 提案募集要項に対する質問」の要領にて相談してください。

(6) 企画提案書の提出

応募者は、「8. 提案時提出書類」にしたがい企画提案書を作成し、書面及びデータを事務局へ提出してください。

① 受付期間

令和6年10月15日まで

上記期間中の午前8時30分から午後5時15分まで

② 事務局への提案内容説明

応募者は、企画提案書の提出時に事務局へ提案内容を説明できるものとします。「(6) ①受付期間」において担当者のスケジュールに合わせて実施するため、提案内容の説明を希望する場合は、事前調整を要します。なお、提案内容説明の実施の有無は、審査に一切影響を与えません。

6. 審査及び審査結果の通知

6. 1 審査

(1) 事務局による内容確認

応募資格の確認を行います。また、加点要素についてもこの時点で確認するもの

とします。

(2) 毛呂山町ビジネスコンテストにおける審査

「4. 5 選定における評価基準」に基づき、会場での審査により選定を行い、評点70点以上（満点：100点）の提案を合格とします。

なお、本事業の趣旨を鑑み若い世代（30歳以下）の意向を反映させる方法として、30歳以下の入場者による会場での投票を実施します。

(3) 毛呂山町スマートシティ協議会における審査

本コンテストにおける結果を加味し、「4. 5 選定における評価基準」に基づいて審査を行い、補助金枠及び提案型 GCF 枠は、評点70点以上（満点：100点）の提案を合格とします。なお、キッチンカーを活用したチャレンジショップ枠は報告のみとします。

6. 2 審査結果の公表

- (1) 審査の結果は、創成舎ビジネスコンテスト紹介ページにて公表するものとします。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3) 審査の結果、不採用となった提案について、その提案事業者は、審査結果公表日の翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内であれば、不採用理由についての概要説明を事務局に求めることができるものとします。これ以降の審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切対応しないものとします。

6. 3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本提案募集要項に違反すると認められる場合

7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、企画提案書を作成するものとします。

7. 1 対象区域

毛呂山町内

7. 2 提案に関する事項

「2. 事業概要」に沿った提案であること。

7. 3 事業の遂行

提案が選定された場合、必要に応じた各種調整を経て確実に事業を実施できる提案とすること。

8. 提案時提出資料

次の提出書類をA4ファイルに綴じたものを、企画提案書として15部提出してください。なお、ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。また、様式については創成舎ホームページ上の様式を用いてください。

(1) プレゼンテーション資料（企画提案書）

指定様式を用いて、主として次の事項を記載してください。

- ①提案者名
- ②事業内容
- ③スケジュール
- ④資金調達等の手段と金額（収支計画）
- ⑤創成舎からの補助金を希望するか否かについて

※任意の参考資料を添付することができますが、任意資料の有無が審査結果に影響を及ぼすことはありません。

※なお、プレゼンテーションとして与えられる時間は7分程度、ページ数が過大にならないよう留意してください。

(2) 提案者等に関する基本事項

提案者の名称や所在といった基本事項を、指定様式を用いて記載してください。また、「3. 4 応募者の制限」に記載された要件に該当しない旨を記載し、実印押印にて提出してください。

(3) 関係書類

- ①印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ②商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの ※個人の場合不要）
- ③納税証明書
- ④財務諸表（最新決算年度のもの、写し可 ※個人の場合不要）

9. 補助金・GCFについて

9. 1 補助額について

補助額については、補助金枠における事業費の10割（上限2,000千円）とします。用途について限定はありませんが、本コンテスト等において具体的な用途を示していただき、その用途に適合する範囲かつ、補助金を受けた次年度内において一定の成果を示せる内容に限られるものとします。

9. 2 GCFについて

GCF については、協議会での採択後、速やかにふるさと納税制度を活用した GCF を実施する場合（令和 6 年 1 1 月上旬）と、実施内容を精査したうえでふるさと納税制度を活用した GCF を実施する場合（令和 7 年 4 月以降）を想定しています。獲得できた金額を考慮し、事業を再構築する必要があります。

令和 6 年 1 1 月上旬に GCF を開始した事業は、令和 7 年 4 月 1 日より、令和 7 年 4 月以降に GCF を開始した事業は令和 8 年 4 月 1 日より、獲得した寄附額を付与します。

※GCF を実施し、獲得できた金額に応じて、事業計画の見直しが必要な場合があります。

9. 3 キッチンカーを活用したチャレンジショップについて

採択後、事務局と日程調整を済ませ、速やかに事業を推進してください。公共空間を活用する場合、町が申請を行います。そこで、事業計画に即して事業を推進していただきます。また、イスや机等の無償貸出もあります。

9. 4 補助金を受ける採択者の義務について

当該補助金は、協議会から採択者への補助金として拠出されます。したがって、補助金を受ける採択者には、事業実施時、各年度末、事業完了時に書面による報告を行う義務が生じます。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を遵守していただきます。

なお、次年度以降のビジネスコンテスト及び協議会における進捗報告などを行っていただきます。

9. 5 GCF を受ける採択者の義務について

GCF は、町から採択者への事業委託費として拠出されます。したがって、補助金を受ける採択者には、事業実施時、各年度末、事業完了時に書面による報告を行う義務が生じます。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を遵守していただきます。

なお、次年度以降のビジネスコンテストならびに協議会における進捗報告などを行っていただきます。

9. 6 キッチンカーを活用したチャレンジショップ制度を活用する採択者の義務について

キッチンカーを活用したチャレンジショップ制度を受ける採択者は、公共空間等でキッチンカー等の機材を無償で使用し営業することができます。したがって、採択者には、事業実施時、各年度末、事業完了時にキッチンカー等貸付事業要綱に基づき申請を行う義務が生じます。

なお、次年度以降のビジネスコンテスト及び協議会における進捗報告などを行っていただきます。